

新見市選管告示第 3 1 号

指定投票区及び指定関係投票区の指定について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 7 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、第 2 7 回参議院議員通常選挙における指定投票区及び指定関係投票区を次のとおり指定する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

新見市選挙管理委員会
委員長 中山博文



指定投票区名	指定関係投票区名
新見第 2 投票区	新見第 1 投票区 新見第 3 投票区 ～ 新見第 2 3 投票区 大佐第 1 投票区 ～ 大佐第 6 投票区 神郷第 1 投票区 ～ 神郷第 5 投票区 哲多第 1 投票区 ～ 哲多第 6 投票区 哲西第 1 投票区 ～ 哲西第 4 投票区